

## 別紙

### 1 開示する行政文書の名称

- ・知事レク概要及び指示事項（2024年4月16日）及び説明資料
- ・知事レク概要（2024年5月15日）及び説明資料
- ・知事レク概要（2024年6月20日）及び説明資料
- ・知事レク概要（2024年7月10日）及び説明資料
- ・知事レク概要（2024年9月17日）及び説明資料
- ・知事レク概要（2024年11月18日）及び説明資料
- ・2024年11月19日付けで見積業者から奈良県地域創造部文化振興課宛てに提出された「日韓交流音楽イベント202概算予算」に係る見積書
- ・2024年11月20日付けで見積業者から奈良県地域創造部文化振興課宛てに提出された「日韓交流音楽イベント2025概算お見積り」に係る見積書

### 3 開示しない部分

- (1) 知事レク概要及び指示事項（2024年4月16日）の説明資料のうち、サウンディング実施社及びサウンディング実施社が分かる記述
- (2) 知事レク概要及び指示事項（2024年4月16日）の説明資料のうち、平城宮跡朱雀門前広場での開催方針案に係る事業費の額及び検討内容が分かる記述の一部
- (3) 知事レク概要（2024年5月15日）の説明資料のうち、春日野園地・浮雲園地での開催方針案に係る検討内容が分かる記述の一部
- (4) 知事レク概要（2024年5月15日）の説明資料のうち、春日野園地・浮雲園地での開催方針案に記載されたK-POPアーティストの出演料
- (5) 知事レク概要（2024年6月20日）のうち、概要及び指示事項が分かる記述の一部
- (6) 知事レク概要（2024年6月20日）の説明資料のうち、個人の肖像
- (7) 知事レク概要（2024年6月20日）の説明資料のうち、（仮称）奈良県日韓交流イベント2025に係る6月19日の下見で判明したことの内容が分かる記述の一部及び一部の協力依頼先に関する記述の一部
- (8) 知事レク概要（2024年6月20日）の説明資料のうち、「（仮称）奈良県日韓交流イベント2025実行委員会委員名簿（案）」の「団体名」欄の一部及び一部の協力依頼先に関する記述の一部
- (9) 知事レク概要（2024年6月20日）の説明資料のうち、「（仮称）奈良県日韓交流イベント2025実行委員会委員名簿（案）」の「職名」欄の一部及び「氏名」欄の一部
- (10) 知事レク概要（2024年7月10日）及び説明資料のうち、（仮称）奈良県日韓交流イベント2025に関する会場設営の検討に係る記述の一部
- (11) 知事レク概要（2024年7月10日）の説明資料のうち、個人の肖像
- (12) 知事レク概要（2024年9月17日）及び説明資料のうち、奈良県日韓交流イベント2025に関する会場設営の検討に係る記述の一部及び費用の検討に係る

記述の一部

- (13) 知事レク概要（2024年11月18日）及び説明資料のうち、概要及び指示事項が分かる記述の一部並びに奈良県日韓交流イベント2025実行委員会への協力依頼に係る記述の一部
- (14) 知事レク概要（2024年11月18日）の説明資料のうち、奈良県日韓交流イベント2025実行委員会への参加及び広報協力の検討に係る記述の一部並びに「奈良県日韓交流イベント2025実行委員会委員名簿」の「団体名」欄の一部
- (15) 知事レク概要（2024年11月18日）の説明資料のうち、「奈良県日韓交流イベント2025実行委員会委員名簿」の「職名」欄の一部及び「氏名」欄の一部
- (16) 2024年11月19日付けで見積業者から奈良県地域創造部文化振興課宛てに提出された「日韓交流音楽イベント202概算予算」に係る見積書のうち、見積書を提出した法人の名称、郵便番号、住所、電話番号、FAX番号及び登録番号並びに御見積金額、「項目」欄、「詳細」欄、「単価」欄及び「金額」欄
- (17) 2024年11月20日付けで見積業者から奈良県地域創造部文化振興課宛てに提出された「日韓交流音楽イベント2025概算お見積り」に係る見積書のうち、見積書を提出した法人の名称、ロゴマーク、郵便番号、住所、電話番号、FAX番号及び法人を特定できる記述並びに合計金額（消費税込）、「品目」欄の一部、「単価」欄、「金額」欄及び見積りに含まれていない費用に関する記述

#### 4 開示しない理由

- (1) 条例第7条第3号に該当  
(理由) 法人に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため
- (2)、(3)、(5)、(7)、(10)、(12) から (13) まで  
条例第7条第5号に該当  
(理由) 県の機関の内部における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるため
- (4) 条例第7条第6号に該当  
(理由) 県の機関が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため
- (6)、(9)、(11) 及び (15) 条例第7条第2号に該当  
(理由) 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるため
- (8) 及び (14)

条例第7条第3号に該当

(理由) 法人に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため

条例第7条第5号に該当

(理由) 県の機関の内部における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるため

(16) から (17) まで

条例第7条第3号に該当

(理由) 法人に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため

条例第7条第6号に該当

(理由) 県の機関が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため